

令和 7 年度

雄武町行政執行方針

たしかな未来を創る！



雄 武 町

●はじめに

令和7年第2回雄武町議会定例会の開会にあたり、令和7年度の町政執行に対する所信と重点的な施策について申し述べます。

昨年4月に民間組織の「人口戦略会議」が「消滅する可能性がある自治体」を公表し、北海道では自治体の65%以上が該当し、本町も含まれておりましたが、これまでも先人たちが幾多の難局を乗り越えてきた雄武町が消滅するなど是有り得ません。地方創生により新たな局面を迎えている時代を受け止めるとともに、人口減少という厳しい現実に向面する中で、地に着いた対策を着実にやっていくことが求められます。

雄武町には、総合的な「地域力」が潜在しておりますので、基幹産業の第1次産業を軸として関連する第2次産業および第3次産業の持続的な発展向上を進め、地域内の経済を循環させることが重要であるとともに、産業振興はもとより、担い手確保などの支援策を講じることにより社会減を縮減しながら、総合計画の主要指標となる人口目標に則した施策に取り組んでいく必要があります。

雄武町のまちづくり計画として最上位に位置づけられている第6期総合計画において、後期基本計画には、5つの政策目標の下に22の基本施策項目が位置付けられており、基本施策毎に「雄武の目指す姿」が描かれています。令和7年度は後期基本計画5か年の中間年として折り返す年度となりますが、本年度を第6期総合計画の総仕上げをしていく重要な年度として、基礎自治体を取り巻く情勢の変化にも柔軟な調和を図りながら進めていく必要があります。

深刻な少子と高齢化率の増加、今時の著しい物価高騰などにより、あらゆる面でのバランスが崩れつつあることから、町民の不安要素を払拭していくためにも町民の暮らしが守られ、健やかで安心であることが大切であるとともに、集いと賑わいをつくることが活性となって、内外からも選ばれる雄武町づくりも念頭におき、町政運営に当たってまいります。

以下、第6期総合計画の後期基本計画に位置付けされる政策目標ごとに教育行政に関わるもの以外の主要な施策について、ご説明申し上げます。

●農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしにおいて大切な役割を担っております。

生産性の高い農業経営の育成・確保を行うために、令和6年度策定の雄武町農業地域計画に基づく農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、スマート農業をはじめとした新技術の導入などを通じた生産性の向上が必要となります。

持続可能で力強い基幹産業として本町の農業が安定的発展を築いていくためには、新規就農者や担い手の育成・確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの取り組みも進めていく必要があります。

土地基盤の整備については、国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着工されてから9年が経過しておりますが、引き続き事業の円滑な推進に向けて取り組んでまいります。また、雄武丘陵地区の受益地外となっている雄武南部地域の早期着工を実現するため、地域の営農における将来の展開方向を明らかにし、事業採択に向けた取り組みを進めてまいります。

北海道農業公社が事業主体となって実施している「草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型（再編整備事業）」については、令和7年度から新たに新規地区：おうむ地区が開始することから、引き続き既存草地の計画的な基盤整備や排水不良地の改善を図ります。

粗飼料の自給率や品質の向上、生産コストの低減などを図りながら、安定した農業経営基盤の構築をめざすため、令和6年度に設立された粗飼料生産組織「おうむ飼料センター」の運営支援を行います。

土地改良事業などによる圃場^{ほじょう}の大区画化や農地の集約化により、作業の効率化がより重要になっており、自動操舵システムやドローンなどのスマート農業の導入にあたっては、情報通信環境の整備が必要となってまいりますので、農業者が抱える課題の掘り起こしや勉強会・ワークショップの開催により、スマート農業の取り組みを具体化してまいります。

農山漁村の活性化を図ることを目的とした、日本型直接支払制度である中山間地域等直接支払交付金および多面的機能支払交付金のほか、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払交付金を活用した取り組みに対しても継続して支援し、優良な農地の維持・保全などを促進してまいります。

●林業の振興

本町の有する豊かな森林の多くは、これまでの先人の努力によって、戦後に造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用することが重要です。

町有林については、森林経営計画にもとづき、国の補助事業を有効に活用しながら、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施し、土砂災害の防止など森林が持つ公益的かつ多面的機能の高度発揮を図るとともに、森林のCO₂吸収量をクレジットとして認証するJ-クレジット創出に向けて検討を進めてまいります。

私有林については、森林所有者による自主的な整備が進まずに放置されている未整備森林の解消が課題となっていることから、伐採跡地などの確実な植林を目的として行う豊かな森づくり推進事業のほか、森林環境譲与税を活用した町独自の事業も進め、森林所有者の負担軽減を図ってまいります。

有害鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、担い手確保に向けた支援を講じていくとともに、鳥獣被害防止対策協議会および近隣自治体との連携を強化してまいります。

●水産業の振興

安定した漁業の確立を目指すためには、つくり育てる漁業を基軸に取り組む必要があり、振興策としてはホタテ漁業の増産体制を構築させ、関連する対策について支援してまいります。

また、海外需要の高いナマコの資源増加に向けた調査や毛ガニ資源の減少に歯止めをかけるための増養殖試験に対する支援を継続するなど、海洋の変化を見据えた取り組みを進めてまいります。

生産と流通の拠点となる漁港については、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港があり、国の直轄事業として元稲府漁港、北海道の事業として雄武、沢木漁港の整備が進められておりますが、引き続き事業の促進について関係機関に要望してまいります。

水産加工業については、昨今の世界情勢の煽りを受けた原油高をはじめとした加工コストの増大から経営が厳しい状況にあり、特にホタテのウロ処理などの水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな負担となっていることから、負担軽減のための支援を行ってまいります。

また、多くの外国人技能実習生により支えられている状況を踏まえ、水産加工業者の経営安定を図るため、外国人技能実習生の雇用経費に対し引き続き支援を継続するとともに、期間を定めて住環境の改善などに係る経費についての補助充実を図ってまいります。

釣り人のマナー対策については、海浜などの美化および漁業資源の保護の観点から、ローカルルール創設に向けて調査を進めてまいります。

●商工業の振興

人口減少により経済が縮小傾向にある地方にとっては、依然として厳しい状況にあり、この影響を最小限に抑えるために、商工会や金融機関との連携が不可欠でありますので、引き続き町内中小企業などに対する施設整備や特産品開発などへの支援のほか、外国人労働力の確保や生産性の向上に向け、新たな産業や雇用の創出に努め、経済の活性化を図ってまいります。

●観光の振興

本町においては、オホーツク海や北見山地から広がる山林などの雄大な自然や温泉、恵まれた食材など、多くの観光資源があることから、これらを活かして本町の観光の魅力を発信してまいります。

また、雄武町観光協会を中心とした各関係団体との連携を深めながら、日の出岬エリアを核とした体験・滞在型観光の推進、今後の観光施設の在り方の検討、地域おこし協力隊制度を活用した観光支援員や公認キャラクター「いくらすじ子」による町内外への情報発信などによって、交流人口や関係人口の拡大に努めてまいります。

「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝 うまいもんまつり」については、来て見て感じ集いと賑わいをつくり、本町の魅力を発信・体感できる効果的な一大イベントであるので、引き続き積極的な展開を進めてまいります。

雄武町の観光振興に大きく寄与しているオホーツク温泉ホテル日の出岬については、これまでに客室改修なども完了し、内外から高い評価も受けていることから、指定管理者である雄武町観光開発株式会社と連携しつつ、引き続き必要な整備を講じ、町民福祉の向上をめざすとともに、さらなる観光客の誘引を図ってまいります。

2 安心感の持てる福祉のまち

●保健・医療の充実

疾病の予防と健康の増進については、生活習慣病の発症や重症化予防を課題に掲げ、「第2次雄武町健康増進計画」にもとづき、健康寿命の延伸に向けて町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

特定健診については、受診率は向上しているものの、国の目標には到達していないことから、健診未受診者に対する受診勧奨に取り組み、受診率のさらなる向上に努めてまいります。

母子保健については、雄武町母子健康包括支援センター『ぷちさぼ』がその総合相談窓口として、地域の関係機関などと連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っております。令和6年度に常勤配置した助産師と保健師・管理栄養士が協働して、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。

感染症の予防については、令和7年4月から原則65歳以上を対象に带状疱疹ワクチンの定期予防接種を実施するとともに、接種を希望する方への接種費用の助成を行い、接種対象者の個人の発病や重症化予防に努めてまいります。

地域医療については、地域医療連携推進法人「オホーツク西紋医療ケアネットワーク」が将来的に西紋別圏域の医療を持続していくための大きな役割を果たす方向となっており、その中心軸にある広域紋別病院との連携を強めてまいります。

また、町民が安心して生活できるように、町内の医療機関に対する運営費の一部助成を継続するとともに、地域医療連携の体制づくりを確立してまいります。

町内での医療受診が難しい専門性の高い医療受診の対応としては、町外医療機関との医療連携推進を継続するとともに、雄武町での開業医を誘致するための施策を展開してまいります。

国保病院事業については、地域住民の健康保持に必要な医療を提供し、町民がこの町に安心して住み続けていただくために救急医療をはじめ、地域医療の確保に重要な役割を担っているところでありますが、医療職の都市と地方の偏在などの理由により、医師や看護師などの医療従事者の確保が困難な状況となっておりますので、引き続き北海道や道内各医育大学をはじめ、関連機関への働きかけを行ってまいります。

また、町民の生命と健康を守るため、緊急時における他医療機関との画像データや診療情報の共有が可能な新ポラリスネットワークシステムの整備を進めてまいります。

経営面においては、公立病院としての使命として、町民の最後の砦であることの認識を高める中で、令和5年度に策定した『国保病院経営強化プラン』にもとづき、地域包括ケア病床への転換に向けた具体作業を進め、持続可能な地域医療提供体制の構築に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として高い入所率で稼働している状況にありますが、介護サービスの質の維持を保つことも重要であることから、引き続き看護師、介護職員の人材確保に努め、適切な運営に努めてまいります。

●高齢者支援の充実

本町の高齢者福祉施策は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画にもとづき進めておりますが、今後も地域包括支援センターを中心に、医療機関や介護事業所との連携を強化しながら、疾病や介護の予防事業を実施していくとともに、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に対する理解や正しい知識の普及啓発も実施してまいります。

また、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の次期計画の策定に向けて、高齢者などへのアンケート調査を実施し、日常生活の状況や保健、福祉、介護に対する要望とニーズを把握してまいります。

●子育て支援の充実

本町においては、こども政策を推進する体制の強化を図り、少子化対策の要として子育て支援をはじめとする、こども子育ての対策を包括横断的な連携のもとで全庁的に取り組んでおり、こども大綱および北海道こども計画を勘案し、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性を有する『雄武町こども計画』を策定します。

また、こどもたちのために何がもっとも良いことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという、こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こども・子育てを応援する社会づくりに取り組むため、こどもまんなか応援サポーターの検討を進めてまいります。

保育所内に設置している子育て支援センターは、子育て支援の拠点として、乳幼児を持つ親同士が自由に集い交流を深め、育児負担や孤独感の軽減を図る場として重要な役割を担っていることから、引き続き、積極的に活用していただけるよう、子育てに関する情報を発信するとともに、相談支援の充実に努めてまいります。

●社会福祉の充実

誰もが安心して暮らしていくためには、地域の福祉課題に対して、地域のつながりを重視しながら、ともに支え合い、高め合う地域共生社会をめざしていく必要があります、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努め、地域福祉の向上を図ってまいります。

障がい者支援については、「ともに支えあい、自立と社会参加を実現できるふるさとづくり」を基本理念とする障がい者計画に掲げる基本目標の実現に向けて、障がい者施策に取り組んでおります。

障がいや発達に気がかりのあるこどもに対しては、西紋こども発達支援センター『すてっぷ』の活用や保育所などとの連携強化を図るとともに、相談体制の充実などによる保護者支援機能を強化しており、また、町内の民間事業者が運営する地域活動支援センター『ココカラ』については、障がい者の日中の活動の場として、創作活動や各種イベントを通じた交流活動などを実施しており、障がい者の重要な拠点となっておりますので、運営に対する支援を継続してまいります。

●社会保障制度の充実

国民健康保険は、都道府県単位化による統一保険料に向けた医療費水準や所得水準の計画的な見直しを図りながら、健全な財政運営に取り組むとともに、データヘルス計画および特定健康診査等実施計画にもとづく健診事業や保健指導を重点的に推し進め、町民の健康増進に努めてまいります。

介護保険は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画にもとづき、各種事業を推進するとともに、要支援者や要介護者に対しては、必要な介護サービスを受けられるよう支援してまいります。

低所得者の支援については、引き続き民生児童委員や社会福祉協議会、社会福祉事務出張所などとの連携のもと、相談体制の充実に努めるとともに、自立に向けた早期支援に努めてまいります。

3 快適感を満たす環境のまち

●環境の保全

我が国では 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルをめざす政府目標が掲げられていることから、本町においても昨年 12 月にゼロカーボンシティ宣言を行ったところです。

これを受けて、令和 7 年度から一般家庭向け太陽光発電設備の整備に係る補助制度を新設したところであり、そのほかにも温室効果ガスの排出量削減に向けて、本町の特性を踏まえた再生可能エネルギーの活用や森林が持つ吸収作用の保全・強化などについて、官民一体となった脱炭素社会の実現に向けて引き続き調査研究を続けてまいります。

ごみ処理については、最終処分場の延命化のため、一般廃棄物の一部を西紋別地区広域ごみ処理センターへ搬出していますが、さらなる減量化とリサイクル推進によって環境負荷の低減に努めていくとともに、ごみ分別区分やごみ処理手数料の見直しを進め、持続可能な一般廃棄物処理の実現に向け取り組んでまいります。

令和 6 年度から始めた飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業については令和 7 年度も継続し、ボランティア活動への支援を行ってまいります。

●交通体系の整備

国が進める国土強靱化の方向により、本町においても道路施設の老朽化対策や維持管理の問題は年々増加してきており、町道については、緊急性や事業効果を勘案したうえで、計画的な道路整備や橋梁点検、道路構造物および橋梁の修繕を実施してまいります。

国道 238 号については、上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策、主要道道美深雄武線については、拡幅の未整備区間の早期完成をめざしており、これらの整備促進について関係機関に強く要望してまいります。

路線バスに関する支援については、生活交通路線維持補助金によって路線の維持確保に努めてまいりましたが、令和 7 年度はさらなる対策として、路線バスを利用する町民に対して、町内区間を無料化することにより、乗車密度の向上を図り、路線バスの利用促進に努めてまいります。

また、令和 5 年 10 月に設置した雄武町地域公共交通活性化協議会においては、今後 5 年間にわたる本町の公共交通施策を具体的に示す雄武町地域公共交通計画の策定作業を進めているところであり、この計画にもとづき、コミュニティバスの本格運行や地域公共交通の担い手対策などに取り組み、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を図ってまいります。

地域の重要な空港であるオホーツク紋別空港については、東京直行便の通年運航を維持するため、引き続きオホーツク紋別空港利用促進助成事業を実施してまいります。また、費用負担が少なく首都圏にアクセスできるオホーツク紋別空港の利便性を生かし、町民の利用向上を図るとともに、クラブツーリズムなどの団体観光客を呼び込むことで、関係人口および交流人口の増加に努めてまいります。

●上・下水道の整備

簡易水道事業については、中長期的な視点で作成した長寿命化計画（アセットマネジメント計画）にもとづき、老朽化が進んでいる青葉第二浄水場からの送水管を更新するとともに、同様に老朽化が進んでいる配水池を更新するための配水池更新基本設計および青葉第二浄水場の中央監視装置更新設計を実施してまいります。

また、宅内漏水の早期発見や将来的な施設の見直しに寄与するスマートメーターの導入を実施するほか、有収率向上を目的とした漏水調査を継続して実施することで、漏水事故の防止と水道水の安定的な供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しつつ、計画的、効率的に管理する長寿命化計画（ストックマネジメント計画）にもとづき、雄武浄化センターの改築更新工事を実施し、施設の安定稼働に取り組んでまいります。

簡易水道事業および公共下水道事業は、令和6年度に地方公営企業法を適用し、企業会計に移行したことから、令和7年度については、経営戦略の見直しを進めることにより、今後の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ってまいります。

●住環境の整備

住環境を取り巻く情勢は、少子高齢化および人口減少により、空き家の増加が進んでいる一方で、需要が発生した場合に対する適切な住宅の不足が大きな課題となっているため、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現するための住生活基本計画の更新を行い、住宅施策の検討を進めてまいります。

公営住宅などの整備については、公営住宅等長寿命化計画にもとづき、老朽化・きょうあい狭隘化が進んでいる末広町一区団地1棟の建て替えを行い、住環境の整備を実施してまいります。

昨年12月に表明した「雄武町ゼロカーボンシティ宣言」にともない、雄武町快適住まいづくり促進制度の断熱性能向上やエアコン設置の整備に係る補助制度を拡充し、町民が安心して快適に暮らし続けられる住環境の向上に努めてまいります。

公園や緑地については、健康づくりや憩いの場、またレクリエーションの場として、さらには、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設となりますので、各公園などの遊具の修繕を実施するとともに、日常の管理点検ならびに適切な維持管理を実施し、公園および緑地環境の充実に努めてまいります。

●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のため、消防体制の強化として魚田地区の消防ポンプ自動車の更新整備を図るとともに、老朽化した消防救急デジタル無線の更新整備について、紋別地区消防組合において、懸案の通信一元化の検討と合わせ、構成市町村全体で整備に着手することで、地域の総合的な消防防災力の向上を進めてまいります。

また、あらゆる救急事案に対応するため、救急救命士の確保に取り組むほか、より一層迅速かつ的確な救急処置が実施できるよう訓練を実施するとともに、最新の知識を習得するため、医療機関での実習や救急医療研修会などに参加し、救急救命士の資質向上に努めてまいります。

災害時における行政備蓄の整備充実に努めるとともに、災害時には町民が確実に避難できるよう、緊急事態が発生したことを広く迅速に伝えるために、防災行政無線のほか、町公式ホームページおよび公式 LINE など、多様な情報伝達手段を有効に活用してまいります。

●防犯・交通安全の推進

SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺などの特殊詐欺事件については、被害に遭わないための対策として、高齢者などを対象とした啓発活動を展開するとともに、防犯用電話録音装置購入助成事業を継続してまいります。

また、不幸にも犯罪の被害を受けた場合に、被害者、家族が一日でも早く平穏な生活が取り戻せるための支援を講じるとともに、警察や関係団体との連携強化を図ってまいります。

本町では、「交通死亡事故ゼロ目標 3000 日」をスローガンに交通安全運動を実施しており、本年 9 月 8 日が到達予定日となっております。

幼児から高齢者まで年代に応じた効果的な啓発活動や交通安全教室などを実施し、この大きな目標達成を町民全体の総意により進めてまいります。

●情報通信網の整備・充実

国が進めるデジタル田園都市国家構想は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざすため、本町においても関係施策を効果的に進めてまいります。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」にもとづき、住民基本台帳など 20 の基幹業務について、令和 7 年度末までにすべての自治体が統一的な基準に適合したシステムに移行することとされておりますので、遅滞することなく移行作業を適切かつ効率的に進めてまいります。

また、公式 LINE の機能充実や電子契約システムの導入などを通して、行政の効率化によるサービス向上を図り、町民に対してより便利で効果的なサービスを提供することができるよう努めてまいります。

4 快適感を満たす環境のまち

●町民主体のまちづくり推進

行政情報の発信として、町広報紙面の充実に努めるとともに、町公式ホームページ、公式 LINE、X（旧 Twitter）などインターネット環境を活用し、最新の情報を迅速に広く提供できるよう努めてまいります。

町民の関心が高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書や決算書の配付を継続するほか、情報量が膨大となる町総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略などの各種計画をはじめ、事務事業評価や施策評価については、町公式ホームページや SNS など多様な広報手段を活用し、分かりやすい内容をタイムリーに伝えてまいります。

自治会は、町民が主体的に地域づくりに参加するための基盤として重要な役割を担っておりますが、未加入者の増加や役員の担い手不足などの問題が表面化しております。こうした課題の解決に向け、自治会連合会と連携した取り組みを進めるとともに、地域の環境整備や自主防災力強化のための自主的な活動に対する支援のほか、防犯灯電気料金などの補助を継続し、自治会機能の維持向上を図ってまいります。

●多様な交流の促進

町の大切なサポーターである本町の出身や本町にゆかりのある方々との交流を継続していくため、ふるさと会の維持・継続に向けて支援するとともに、これまでの長い歴史で培った佐賀県武雄市や栃木県益子町との交流の充実に努めてまいります。

移住・定住対策については、希望者から選ばれるまちとなるよう魅力的な情報を発信し、お試し暮らし住宅や空き家バンク制度などの取り組みを進めてまいります。

また、地域おこし協力隊については、人口減少問題を克服するとともに、移住・定住や地域の活性化につながる重要な施策でありますので、多様な形態での採用および活用に向けた取り組みを進め、おためし地域おこし協力隊制度の活用など、積極的な人材確保を図ってまいります。

●効果的・効率的な行政経営

総合計画については、「PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクル」により進行管理をしながら、目指す将来像に向かって関係する政策を着実に進めていく必要があります。

令和7年度は後期基本計画期間の中間年度に当たるため、適切な総括を行い、第6期総合計画自体を仕上げていく年度になるとともに、次期総合計画策定の作業が令和8年度から着手する予定となっていることを見据え、次期の総合計画の在り方などについて検討を進めてまいります。

財政関係において、財政健全化法にもとづく健全化判断比率については、いずれも健全段階の数値を維持しており、今後とも中長期的な展望に立ち、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

ふるさと応援寄附金については、返礼品の提供事業者の協力やインターネット寄附サイトの拡充などにより、多くの寄附につながっており、ブランド力を活かした魅力ある返礼品に対し、寄附者から一定の評価がされているものと受け止めております。

ふるさと応援事業については、今後も返礼品の提供事業者の開拓や寄附者のニーズに応える返礼品の企画開発を奨励し、地場産品を最大限に活用していくとともに情報発信を強化して本町の魅力を全国へ伝えるなど積極的な事業展開を図り、自主財源の確保・拡充に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税についても、自主財源の確保や企業との連携による事業の推進が図られることから、多くの自治体の中から本町が寄附先として選ばれるよう、その取り組みを積極的に進めてまいります。

役場行政組織の活性化については、職員個々に求められる適切な業務目標を立て、その達成を求め評価をする、人事評価を適切に行ってまいります。

行政の広域連携については、人口減少社会において、これまでどおりの行政サービスを維持していくために、自治体間のさらなる広域連携は必要とされてきますので、西紋別地区町村会などの場において、将来を見据えた広域連携の検討についての議論を行ってまいります。

以上、令和7年度の行政執行方針を申し述べました。

国際情勢や国内情勢は絶え間がないほどの変化と変容が続いてきておりますが、先人から受け継いできた雄武町は、幾多の困難に直面しながらも、海・山・人がひびきあう強靱なる地域力を土台に、時代に遅れることなく自主的かつ総合的なまちづくりが進められてきました。

しかしながら、今時起きている人口減少問題は、日本が直面する危機として、抜本的に大きく変えて行かなければならないところは、大きな勇気と強い決断をもって進めていく政策課題として強く受け止めております。

一方、地方財政分野では、平成13年度から23年間も続いた地方交付税を補完してきた臨時財政対策債については、制度創設以来、令和7年度において初めて新規発行額がゼロになりました。この間、市町村合併および地方財政の三位一体改革などにより、幾度となく厳しい局面に晒され続けてまいりましたが、この機を捉えてしっかりとした町財政の土台づくりも財務政策として取り組んでまいります。

令和7年度はできる限りのあらゆる手段、方策を創造し、礎を築くことを念頭に、ときには好機を逃さない先手を打つような強い意志と迅速な行動により、雄武町の「たしかな未来を創る！」ため、全力を尽くしてまいる所存であります。

町民の皆さま、町議会議員の皆さまのご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

令和 7 年度

教育行政執行方針

達成感から学ぶ教育のまち・雄武
～教育文化の振興と拠点づくり～

雄武町教育委員会

●はじめに

令和7年第2回雄武町議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政に関する執行方針を申し上げます。

21世紀の社会は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」であること、AI時代、第4次産業革命、Society5.0、さらには災害や感染症の発生、多様性の重視など、激しく変化する時代と言われ、私たちにはこれに対応し変わることが求められています。特に子どもたちには、持続可能な社会の創り手となり未来の自分や社会を拓き創っていく心豊かでたくましく生きる力を身につけることが必要とされています。こうした状況を受け止め、それらの課題に対応するよう、より効果的な教育活動を展開してまいります。

教育は個人の成長と社会の発展に不可欠な要素であり、近年では特にウエルビーイング（幸福感や充実感）を重視した教育環境の整備が求められています。ウエルビーイングの向上は個人だけでなく地域社会や国全体にとっても重要なテーマです。私たち一人ひとりがウエルビーイングを意識し、その向上に努めることで、一人ひとりが自分らしくいきいきと生きられ、より豊かで幸福な社会を築いていくことができます。これからもウエルビーイングを中心に据えた取り組みを進めてまいります。

また、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が連携・協働を深め、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地方創生の原動力となる教育行政を着実に推進してまいります。

教育委員会は、教育基本法に定められた教育の目的および理念を踏まえ、雄武町教育委員会の教育目標に掲げた「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」ための教育を推進するため、第6期雄武町総合計画基本計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、雄武町における教育の一層の振興・充実を目指し、施策を推進してまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

1

21 世紀を生き抜く力を育む学び

◎教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

日本型学校教育が目指す教育を実現する手段として推し進められた GIGA スクール構想は「誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を ICT の積極的な利活用で保障しようとするものです。

現在、雄武町の学校は、すべて 1 人 1 台パソコンを実現させ、各種学習支援ソフトの導入および通信環境の整備を完了し、ICT は、児童生徒の学びの中に確実に浸透してきております。

今後は、GIGA スクール構想のさらなる展開に向け、学校 ICT 支援員による運用支援を強化するとともに、町内の小・中学校と教育委員会で組織する ICT 活用委員会において、ICT 機器の効果的な利活用を推進するための実証等を行い、学校における DX を積極的に推進してまいります。

また、一方で、児童生徒が扱う情報量は飛躍的に増加しており、不確かな情報に振り回されず、自らが判断して適切に活用できるように、情報モラルを含めた情報活用能力の向上を図ることも必要となってきました。特に、近年急速に発展・普及している生成 AI については、その特性やリスクなどへの十分な理解が必要でありますので、児童生徒が生成 AI と向き合ううえで必要となる知識や能力の向上に努めてまいります。

◎SDGs・ESDの推進

気候変動などの環境分野、ジェンダーなどの社会分野、そして地域活性などの経済分野まで幅広いグローバルな課題の解決を目指す SDGs（持続可能な開発目標）については、その目標を達成するために学校でも SDGs の考え方を取り入れた学びの推進が求められています。

また、地球規模の課題を自分自身の問題として捉え、その解決に向けて主体的に考え、行動する力を育むことを目的とする ESD（持続可能な開発のための教育）も世界的に推進されています。この取り組みは、学習指導要領における「資質・能力の 3 つの柱」とつながりますので、あらゆる教科と関連付けて推進するよう各学校に求めていくとともに、社会教育分野におきましても、SDGs の達成に向けた学びが広がるよう、取り組んでまいります。

◎学校における働き方改革の推進

教職員の健康はもとより、人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを向上させることが重要となっており、そのために、教職員の働き方を見直して働きやすさと

働きがいと両立する職場づくりを進めることが必要とされています。また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、働き方改革により創出した時間を利用して、児童生徒と向き合う機会を充実させたり、自らの専門性をさらに高める研修に取り組んだりすることは、子どもたちへのよりよい教育の実現につながります。そのために校務支援システムによる業務の効率化、勤怠システムによる客観的な在校時間の把握、全教職員に対するストレスチェックの実施など健康面にも配慮しながら、町内小・中学校教職員の業務改善および学校の運営体制の効果的な強化・充実に向けた取り組みを支援してまいります。

●「確かな学力」を育成するための読書活動の推進

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで読書は欠かすことのできないものであります。しかしながら、近年、我が国においては、ライフスタイルの変化やさまざまなメディアの発達・普及などを背景として、国民の「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を、子どもの時期から確立していくことの重要性から、学校教育においても家庭や地域と連携しながら、読書の習慣付けを図る効果的な指導を展開していく必要があり、とりわけ学校図書館機能が十全に発揮されていかなければなりません。

そのため教育委員会では、各学校に対し図書購入予算を配当し、蔵書の充実を図るとともに、学校図書館支援として昨年から図書館司書を各学校へ派遣しているところであります。この図書館司書派遣につきましては、学校現場からも大変評価されている取り組みでありますので、今後も図書館司書派遣を継続するとともに、学校との連携をより深め、児童生徒に対する読書への興味付けをさらに促進してまいります。

●体力・運動能力の向上

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっているものであります。しかし、運動やスポーツに対する価値観の変化やライフスタイルの多様化、地球温暖化を起因とした猛暑による運動機会の減少など、子どもの体力に関する環境が大きく変化しており、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」においても、児童生徒の体力は全国的に低下の傾向が続いているという結果が示されています。また、運動と学力の相関関係は医学的、科学的にその効果が実証されており、運動は学力全体を押し上げ、また、ストレスへの耐性も増すと言われています。児童生徒の「健やかな体」を育てるためには、運動の習慣化を促進する必要がありますが、これは、学校だけでは限界があるため、家庭や地域を含めた総合的な取り組みが必要です。

そのため、家庭と学校の連携を促進し、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、社会教育とも連携し、運動やスポーツに自己の適正に応じた関わりを持たせ、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

●食を育む学校給食

子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するため、また、肥満やアレルギー疾患など、複雑・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するため、食に関する指導の重要性が増してきています。栄養教諭を中心に、家庭や地域と連携しながら「生きた教材」である学校給食を活用し、子どもたちへの食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るため、魅力あふれる食育を実践しています。行事食や地場産食材を活用した献立の提供により、地域の産業や食文化、食に関わる歴史などに関心を持たせるとともに、食を支える方々への感謝の気持ちを育んでいます。さらに、子どもたちの成長や発達に必要な栄養を提供することはもちろんのこと、味や見た目、食感に配慮するなど、味覚や食に対する知識などを学ぶ場を引き続き提供してまいります。

なお、子育て世代の保護者負担の軽減を目的とする学校給食費の助成については、引き続き全額を助成してまいります。

2 地域の教育力向上

●開かれた学校づくりの促進

学校は、さまざまな教育活動を行っており、これからの社会をより良く生き抜いていく力をつけるため、日々学んだり体験したりしています。

学校が保護者や地域の方々から信頼され、期待に応える教育を実現するために、児童生徒の学びを中心に捉えて地域の声を生かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取り組みを充実させていくことが重要であります。

そのためには、学校の取り組みや児童生徒の学びの様子などをしっかりと把握し、地域の人たちに学校をよく知ってもらうことが必要であります。従前からの取り組みであります町広報紙と一緒に配布をしている各学校の取組状況などをお知らせする「小中学校なう」の継続配布および内容充実、昨年リニューアルしました小・中学校のホームページのさらなる活用などを進めてまいります。また、授業参観や学校行事に積極的に参加いただくよう努め、開かれた学校づくりおよび開かれた教育課程を促進してまいります。

●社会教育の充実

社会教育は従来、戦後の民主主義の定着や文化国家へ発展していくエネルギーであり、地域の課題解決や地域づくりに社会教育機能が活かされてきましたが、高度情報化社会の到来や技術革新などが進展したことにより急激な社会構造の変化が生じ、これに対応するため、人々が豊かな人生を送れるよう個の学びを重視するようになり、学びの支援

の方向性が生涯学習に移行され、今ではその考えも浸透し、環境もかなり整備されています。しかし、未来予想が難しい現在、地域課題は年々山積しており、それを解決し、地域創生を目指すためには社会教育の機能を充実させ、地域や産業界に求められる人材の育成に向けた施策を構築しなければなりません。

そのためには、地域住民が学校運営に直接参画することができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度など、さまざまな教育施策を展開するうえでも、社会教育が地域と学校をつなぐ地域コーディネーター的役割を持てるように努め、学びと地域づくりが一体となった実践的な取り組みを進めてまいります。

また、本町社会教育中期計画の基本目標である「生涯にわたるすべての学び人を支える社会教育の推進」を目指し、各世代の方々が豊かで充実した人生を送ることができるよう、住民ニーズや社会のニーズに応じた社会教育および生涯学習の推進を図ってまいります。

本町と友好関係にある佐賀県武雄市との交流については、北海道とは異なる気候・歴史・文化の中で、多くの人との出会いやその経験により、自己の成長に大きな成果を上げている優先度の高い事業であります。昨今の物価高騰により児童を派遣する家庭の負担が大きくなってきていることから、その軽減のため、負担金の減額を図ってまいります。

●部活動の地域移行の推進

中学校の部活動については、同じスポーツ・文化活動に興味・関心のある生徒が、異年齢集団での活動を通して、多様な人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義があります。

一方、少子化の進展などの社会状況の変化を受け、今後、子どもたちが、生涯にわたってスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる持続可能で多様な活動の支援体制の構築と環境整備が必要となってきました。

そこで、将来的な部活動の地域移行を見据えながら、学校における働き方改革の視点も踏まえ、中学校の部活動の地域移行に関する検討を進めるとともに、近隣市町村と連携して広域で実施することについても協議してまいります。

●高等学校の振興

Society5.0 時代に向けた社会の劇的な変化が生じている中、地方創生における高等学校への期待はこれまで以上に大きくなっており、高校の特色化・魅力化を一層推進していくことが求められています。そのためには、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、地域と連携・協働して、社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育活動を展開することにより、生徒の自己実現に寄与することができる高校づくりを推進し、地域の人材を育成することが重要であります。

このような観点から、町内唯一の後期中等教育機関である「北海道雄武高等学校」は、雄武町にとってはなくてはならない学校であることから、これまで実施してきた各種支援を継続するとともに、入学生徒に対する支援である「雄武高等学校入学生徒支援助成金」については、授業用タブレットの購入費用を助成するとともに、近年の物価高騰対策として助成額の拡充を図ってまいります。

生徒の学習意欲の向上と充実した学校生活のための支援および保護者への経済的負担の軽減を図るとともに、高校およびその生徒との意見交換などによる連携を深めながら、地元の高校として生徒が誇りと自信をもって修学できる魅力ある高校づくりに努めてまいります。

●図書館活動の充実

本町の「学びの拠点」である図書館雄^{ゆへと}図^とびあでは、年齢、性別、国籍を問わず、赤ちゃんから高齢者まですべての年齢層の方にとって「誰にでも居場所のある図書館」「地域の情報拠点となる図書館」「町民の暮らしに役立つ、優しい図書館」であることを基本方針として、町民個々のライフステージやニーズに応じた資料の収集など、「図書館法」に基づいた機能の充実と読書活動の推進に努めているところであります。

また、学校図書館支援のほか、児童生徒を対象とした「ポップコンクール」の開催、読書強調月間や季節による各種イベントを実施し、図書館の利用促進を図るとともに、図書館の魅力を伝えるために SNS を活用するなどして情報発信に努めてまいります。

課題となっておりました蔵書の“日焼け問題”につきましても、解決へ向け2か年度にわたって工事を施工し、より快適な図書館環境の整備を進めてまいります。

3 未来へ継承する教育施設整備の推進

●新しい学校づくり

雄武町の公立小・中学校の校舎については、すべて築40年を超えており、インフラ長寿命化や公共ストック活用が叫ばれる中、老朽化が進む学校施設は、今の時代にふさわしい豊かで快適な教育環境へと造り替えていくことが急務になっております。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、さらには世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスの感染症など、先行きが不透明な「予測困難な時代」に活躍できる人材育成を目指す「令和の日本型学校教育」を実現させるためには、その生活・学習拠点となる学校施設も生まれ変わっていかなければなりません。そのような中、教育委員会では、一昨年8月に、本町における学校施設やスポーツ施設などが抱える課題を明らかにするとともに、未来へと継承するための望ましい教育施設づくりの在り方を

まとめた「雄武町文教地区教育施設等整備基本方針」を策定したところであります。

今年度については、この基本方針も踏まえつつ、喫緊の課題となっています小・中学校の校舎について、関係機関や地域の方々、児童生徒の意見などを取り入れながら、目指すべく方向性を示した基本構想の策定に着手してまいります。

以上、雄武町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げました。

子どもたちは、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して心豊かに成長していきます。「生きる力」の育成のために、地域の子どもたちにどのように育てほしいのか、何を実現していくのかというのを、地域住民や小・中・高、社会教育機関、地元企業などが目標やビジョンを主体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を実現することができれば、それが地方創生につながっていくものと考えております。

そのため、これまで実施してきました各種施策を充実させながら取り組んでいくとともに、次代を担う子どもたちが、さまざまな社会変化にも果敢に挑戦し、幸福な人生を歩んでいけるよう、教育行政を力強く進めてまいります。

町民の皆さまと町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



海・山・人 ひびきあう町
オホーツク
雄武町



雄武町民憲章（町民の誓い）

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、―すこやかに、なごやかに、まめやかに― 励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

- 一、自然を生かし、住みよい環境をつくります。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくります。
- 一、ともに助け合い、楽しい職場をつくります。
- 一、元気に働き、豊かな家庭をつくります。
- 一、希望に生き、たくましい雄武町民となります。

昭和四十六年三月十九日制定